

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和4年3月23日

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
五條市	南阿太地区（滝町集落）	令和4年3月23日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	40.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	28.3 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.3 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.6 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.8 ha
（備考） アンケート結果 ・本地区においても、徐々に高齢化が進んでおり、農業所有者の43%が70歳以上となる。 ・全年齢で、農業経営者について目途がついていない農家が46%である。70歳以上においては、20%となる。 ・今後耕作を行っている農地については、拡大を考えている農家は3%、現状維持（45%）・縮小、貸したい（18%）と考えている農業者が過半を占めている。 ・貸し付けについては、中間管理機構を利用したい（3%）したくない（3%）分らない（68%）となっている。 ・10年後の良好な地域農業を行うために必要な主なものとして、地域農業の担い手の育成（16%）営農組織の育成（17%）農業への新規参入者の推進と育成（6%）有害鳥獣対策の充実（24%）生産基盤の整備（9%）耕作放棄地や遊休農地の解消（6%）地産地消の推進・地域特産品の生産振興・農地の区画を大きくする（4%）スマート農業を導入する（3%）などが考えられている。	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は1.8haで、70才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積が、2.3haとなっており、中心経営体においての農地の引受可能面積を上回っていることから、新たな農地の担い手が必要である。 ・鳥獣害被害が多い。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地利用については、集落内の農業者に集約することを優先し、併せて集落外の農業者に集約を図る。
 - ・地域農業の継続を図るため、新規就農者の確保・育成を目指す。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

番号	属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
			経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	計	15人		14.4 ha		16.2 ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

- ・将来の経営農地の集約化を目指し今後も、農地集積方針の検討を継続して行う。
 - ・集落による鳥獣害対策(フェンス等の設置)の取組を行う。